

## 事例研究～中国ビジネス法務

(第35回) 知財分野における独占案件、  
管轄が複雑化  
北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



本コーナー『第33回 中国でも知財専門裁判所が正式に発足』(2014年11月11日)の中でも説明しました通り、2014年11月3日に施行されました「北京、上海、広州の知的財産権裁判所における案件の管轄に関する最高人民法院の規定」(「最高裁規定」)によって、知的財産権裁判所が管轄する案件の範囲が具体的に規定されました。ところが、改めてこの規定を読み返しますと、一つの問題が浮かび上がってきます。それは、知的財産権分野における独占禁止に関する民事・行政案件の管轄はどうなるのか、という点です。この問題は、今後のこの種の問題を処理する際に大きな影響を与える可能性がありますので、ここで取り上げたいと存じます。

## ◇管轄はどちらに？

<ケース1：民事案件>

アメリカ企業A社は中国において、ある重要な特許を有しており、この業界の企業が製品を製造する場合、この特許の使用許可を取得する必要がありました。

日系企業B社がA社に特許の使用許諾を求めたところ、A社としては、高い技術力を持つB社に特許の使用を許可すればより良い製品を製造し始め、A社の販売を脅かす懸念があることを勘案し、自社の利益確保のため、B社に対し通常の1.5倍の特許使用料を提示しました。

当然、B社はこれを受け入れず、市場における支配的地位の濫用を理由にA社に対し民事訴訟を提起。さて、本件は知財裁判所、それとも通常の裁判所、どちらで審議されるのでしょうか？

<ケース2：行政案件>

中国のC企業連合会と参加企業数社は、知的財産権使用許諾に関する協議を行った疑いで、行政当局より価格カルテルと認定され、行政処分を受けました。しかし、C企業連合会と参加企業は当該処分の決定に対し異議を申し立て、行政訴訟を提起したいと考えました。さて、この場合どちらの裁判所に訴訟を提起すれば良いのでしょうか？

## ◇不明確な法律規定

まず、関連の知的財産権裁判所における二つの法規(全人代常務委員会決定および最高裁規定)には、いずれも明確な規定がありません。

ただし、最高裁における民事訴訟案件の分類上、「知的財産権および不正競争防止に関する紛争」は一つの分類とされており、独占禁止案件も不正競争防止に関する紛争の一種類とされています。このため、知的財産権および不正競争防止に関する紛争が、全て知的財産権裁判所の管轄に属するのであれば、独占禁止案件もまた、知的財産権裁判所の管轄となるはずですが。

ところが、知的財産権裁判所の規定が整備される前の、最高裁が2012年に発布した司法解釈を見ますと、独占禁止の民事案件の管轄については、通常の裁判所に属するとしております。現時点では、これらの規定の関係は不明確なままであり、このため知的財産権分野における独占禁止案件の管轄がいずれの裁判所に属するのかは、不明確な状態となっているのです。

## ◇有利な管轄を選択できる？

知的財産権分野における独占禁止案件については、知的財産権の有無、状態、権利侵害あるいは権利濫用等の問題の有無に関する司法認定との点で、通常の知的財産権案件と基本的に共通しております(行為の違法性の判断に当たって、独占禁止法の適用が必要となるのみ)。

このため、知的財産権裁判所設立の目的(知的財産権案件の専門性、統一性、効率の向上)から見ても、知的財産権分野における独占禁止案件の管轄は、知的財産権裁判所に属するとするのが、合理的といえるでしょう。

例えば、2013年に注目を集めた華為(Huawei)がI DC(インターデジタル)を市場における支配的地位の濫用で訴えた例を見ましても、そこでは多くの高度に専門的な通信特許と特許使用料が問題とされており、当時の深セン市中級裁判所知的財産権法廷における一審、広東省高級裁判所知的財産権法廷における終審で、異なる判断がなされております。

この管轄問題の決着は、最終的には最高裁の意見に従うこととなりますので、引き続き注目をしていく必要があります。ただし、その前に実務でこうした案件に直面した場合、企業は自身に有利となる管轄の裁判所を選択できる可能性があります。このため、管轄の問題につきましても、ぜひ慎重かつ細やかに、対応していただくことをお勧めいたします。

## 黒竜江省がロボット 製造会社設立へ

中国黒竜江省政府の幹部はこのほど、ハルビン工業大学と共同でロボット 製造会社の産業連盟、哈工大 机器人産業集団を設立する方針を明らかにした。生活報が伝えた。

同省ハルビンの哈南工業新城には、省内初のロボット 産業パークがあり、面積3 平方キロメートルの敷地に約30 社が進出している。しかし企業規模が小さく、実力が劣り、ブランドも確立していない。

同大学はロボット 研究分野で蓄積があり、優秀な技術者を数多く抱えている。同省は同大学を中心とした産業連盟を設けて企業の発展を支援し、ハルビン市を全国有数のロボット 産業の拠点に育て上げる考え。(時事)

## 青島・山東省

### 青島の1～10月工業生産額、1.3兆元＝山東省

山東省青島市経済情報化委員会が発表した同市の一定規模以上の工業企業(国有および年間売り上げが2000 万元以上の非国有企業)の今年1～10月の生産額は、1兆3764 億元だった。工業付加価値額は前年同期比9.3%増えた。青島財経が3日伝えた。

生産額の伸びを業種別に見ると、軌道交通設備が前年同期比37.0%増、家電が16.1%増、機械設備が15.5%増、船舶 海洋エンジニアリングが13.8%増、電子情報が11.6%増、ソフトウェアが44%増、自動車は11.0%増など。一方で石油化学は2.4%減った。国内の生産過剰や、環境保護目的の工場移転に伴う一時休業などが影響した。

電子情報とソフトウェアの2業種は、増加率がともに前年同期を10ポイント上回った。(時事)

### 恒順電気、インドネシアで工業団地整備＝青島

中国山東省青島市の恒順電気は、インドネシアのスラウェシ島でニッケル鉄工業団地の整備に取り組み、建設が順調に進んでいる。青島市の民間企業が海外で工業団地を整備するのは同社が初。青島全搜索電子報が伝えた。

この工業団地はスラウェシ島のニッケル鉱山に位置し、敷地面積は1734ヘクタール、総投資額は9900 万元。現在、第1期の工事が進められている。

同社はこの工業団地でインドネシアにおける産業チェーンを整備し、石炭やニッケルといった資源から、製品販売、新技術の推進、製品応用までを統合、RKEF方式によるニッケル鉄合金(ニッケル含有量10%)の年産量は18万トンを見込む。(時事)